

木津川市税条例で指定された団体の 寄附金に関する事務処理要領

平成23年10月
(令和4年4月一部改正)

木津川市役所 税務課

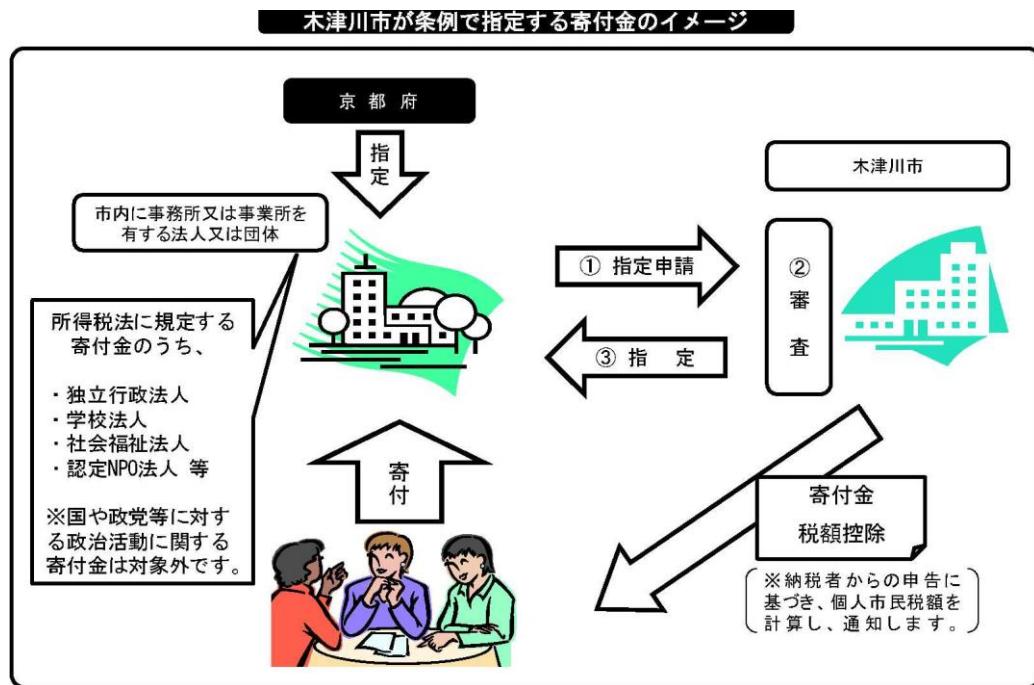
目 次

1 制度の概要について	1
2 寄附金の指定を受けるための手続きについて	1
3 事務処理について	3
4 寄附者への周知事項について	4
【様式 1：寄附金受領証明書】	8
【様式 1の記載例】	9
【様式 2：寄附者名簿】	10
【様式 2の記載例】	11

1 制度の概要について

本制度は、所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金の中から都道府県・市区町村が条例の規定により指定した寄附金について、当該地方自治体に住所を有している寄附者が個人住民税の寄附金税額控除を受けられるというものです。

寄附金税額控除額については、寄附金の額（寄附金の合計額が総所得金額等の30%を上回っている場合、総所得金額等の30%）から2千円を除いた額の6%を市民税額から差し引くというものです。なお、府の条例指定団体にも該当する場合は、寄附金の額から2千円を除いた額の4%を府民税額から別途差し引くこととなります。



2 寄附金の指定を受けるための手続きについて

個人市民税の寄附金税額控除の対象としての指定を受けるためには、市内に事務所を有する法人又は団体等の皆様から申請をしていただく必要があります。

申請内容を審査し指定を決定した場合に、こちらから送付する指定決定通知書の「適用開始日」以降に支出された寄附金が対象となります。

(例) 「適用開始日」が平成24年10月1日の場合

→10月1日以降に支出した寄附金が対象になります。

ただし、平成23年中の指定に限り、平成23年1月1日以降の寄附金から対象とします。

◎寄附金の指定を受けるための申請書【個人市民税控除対象寄附金指定申請書(様式第39号)】(6ページ)に記入し、提出してください。

【添付書類】

- (1) 所得税法の対象となっていることを証する書類
- (2) 京都府税条例で指定を受けたことを証する書類の写し
- (3) 木津川市内に事務所又は事業所が所在することを証する書類
- (4) 申請に係る寄附金の目的及び使途を記載した書類
- (5) 申請の日が属する事業年度の直前の事業年度の事業報告書及び収支決算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

※寄附金の種別について

「木津川市税条例第34条の7第1項の各号」(下表)を参照してください。

区分	
(1)	所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金 <国立大学法人、公立大学法人などへの寄附金>
(2)	所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
(3)	所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
(4)	所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) <自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社への寄附金>
(5)	所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
(6)	所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
(7)	所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
(8)	所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
(9)	所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
(10)	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。) <国税庁長官の認定を受けたNPO法人への寄附金>

◎次のような変更があった場合は、【個人市民税控除対象寄附金指定申請事項変更届(様式第41号)】(7ページ)に記入し、速やかに提出してください。

- ・所得税や京都府の控除対象寄附金に該当しなくなったとき
- ・寄附金を受ける者の名称及び所在地に変更があったとき
- ・寄附金の目的及び使途に変更があったとき

【添付書類】

変更内容のわかる書類

《寄附金税額控除の額の計算式》

- 寄附金の額 < 総所得金額等の30% : (寄附金の額 - 2千円) × 6%
- 寄附金の額 ≥ 総所得金額等の30% : (総所得金額等の30% - 2千円) × 6%

3 事務処理について

事務処理は次の三点となります。

- (1)寄附金受領証明書の交付
- (2)証明書又は認定書の写しの交付
- (3)寄附者名簿の作成・保存・送付

(1)寄附金受領証明書の交付について

寄附金を受けた場合には、寄附者が控除の申告ができるよう、寄附金受領証明書を交付してください。申告の際には、寄附金受領証明書を添付又は提示することが必要です。

寄附金受領証明書は【様式1】(8ページ)に次の5点を必ず記載し、作成してください。

(【様式1の記載例】(9ページ)をご参照ください。)

- ① 寄附者の住所
- ② 寄附者の氏名
- ③ 受領した寄附金の額
- ④ 寄附金を受領した年月日
- ⑤ 木津川市税条例第34条の7第1項の各号に規定する寄附金に該当する旨

(2) 証明書又は認定書の写しの交付

特定の公益法人や学校法人などに対する寄附や、一定の特定公益信託の信託財産とするための支出については、その法人や信託が適格であることなどの証明書又は認定書の写しの添付又は提示が必要ですので、併せて交付をお願いします。

詳細は、国税庁ホームページ「一定の寄附金を支払ったとき(寄附金控除)」の「適用を受けるための手続き」を確認してください。

(国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp>)

(3) 寄附者名簿の作成・保存・送付について

寄附金を受け入れた場合は、暦年ごと、市町村ごとに「寄附者名簿」を作成し、7年間保存いただきますようお願いします。(受領証明書の再交付などにご活用ください。)

寄附者名簿は、【様式2】(10ページ)に次の4点を記載し、作成してください。(【様式2の記載例】(11ページ)をご参照ください。)。

- ① 寄附者の住所
- ② 寄附者の氏名
- ③ 受領した寄附金の額
- ④ 寄附金を受領した年月日

寄附者名簿の写しを、寄附を受けた翌年の3月15日までに、木津川市役所税務課市民税係に送付してください。

〔送付先〕 〒619-0286 木津川市木津南垣外 110-9

木津川市役所税務課市民税係

*個人情報を含むため、FAXやEメールでの送信はご遠慮ください。

4 寄附者への周知事項について

寄附者に対して次の(1)～(3)の事項について、周知をお願いします。

(1) 寄附金税額控除を受けるためには確定申告等が必要です。

市・府民税の寄附金控除を受けるためには、寄附を行った翌年の3月15日までに、所轄の税務署へ所得税の確定申告書を提出しなければなりません。

※所得税の電子申告(e-Tax)を利用する場合、領収書・受領証明書等の添付を省略することができます。(ただし、3年間は自ら保存することが必要です。)

※所得税の確定申告が不要な方が、市・府民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、市民税・府民税申告書を提出しなければなりません。

※所得税の確定申告をされた方は、「市民税・府民税申告書」の提出は不要です。

(2) 申告に当たっては、貴団体が交付した寄附金受領証明書等の添付又は提示が必要です。

寄附金受領証明書の交付について、貴団体の事務処理としてお願いしていますが、これは、寄附者が確定申告等する際に添付又は提示するためです。

また、寄附金受領証明書に併せて、寄附団体に応じた証明書の添付又は提示が必要となる場合がありますので、所得税の確定申告の添付書類を参考にしてください。（4ページ参照）

寄附金受領証明書等交付の際には、確定申告等に添付又は提示するものであることをお伝えください。

(3) 寄附金を支払った年の翌年1月1日に木津川市にお住まいであれば木津川市で寄附金税額控除を受けることができます。

本制度は寄附金を支払った年の翌年1月1日に住んでいる各都道府県および市町村の条例で寄附先が指定されていれば適用されるものです。

したがって、寄附の時点では木津川市に住んでいなかったとしても、寄附金を支払った年の翌年1月1日時点で、木津川市にお住まいの場合は、木津川市で寄附金税額控除の適用を受けられます。逆に、寄附金を支払った年の12月31日までに、寄附者が木津川市から転出された場合、木津川市で寄附金税額控除の適用は受けられません。寄附金を支払った年の翌年1月1日時点で京都府内に住んでいる場合は、府民税からの控除の適用を受けることができます。

様式第39号（第7条関係）

年 月 日

木津川市長 様

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名

個人市民税控除対象寄附金指定申請書

木津川市税条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭の指定を受けたいの
で、木津川市税条例施行規則第7条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 寄附金の種別

条例第34条の7第1項の各号のうち該当するもの（□を記入）

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

2 実施事業の内容等

事 業 の 内 容	
市民の福祉の増進に寄与する理由	

3 事務所又は事業所等

(1) 条例第34条の7第1項第1号から第8号及び第10号に該当する場合(市内分)

名称	
代表者氏名	
所在地	
担当部署名・担当者氏名	
電話番号	

(2) 条例第34条の7第1項第9号に該当する場合

特定公益信託の名称	
委託者の氏名又は名称	
信託事務を行う事務所の所在地	
信託目的を達成するために行 う事業の概要（対象地域に市 の区域が含まれていることを 明確に記載してください）	
担当部署名・担当者氏名	
電話番号	

様式第41号（第7条関係）

年 月 日

木津川市長様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

個人市民税控除対象寄附金指定申請事項変更届

年 月 日付け 木税第 号で指定のあった寄附金について、木津川市税条例施行規則第7条第3項に掲げる事項に変更がありましたので、下記のとおり変更を届け出ます。

記

指定番号		変更日	年 月 日
変更事項	変更前	変更後	
申請者の担当部署名・担当者氏名		電話番号	

※ 上記の変更内容を証する書類を添付してください。

【様式1：寄附金受領証明書】

NO._____

寄附金受領証明書

住 所 _____

氏 名 _____

様

¥ _____

上記の金額を受領いたしました。

年 月 日

印

上記の寄附金は、木津川市税条例第34条の7第1項に規定する寄附金に該当します。

(注1) 平成24年1月1日現在木津川市にお住いの場合、申告することにより、市・府民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署への申告が必要です。

(注2) 所得税および住民税の双方の寄附金控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

(注3) 所得税の確定申告書を提出しない方で、市・府民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、「市民税・府民税申告書」に必要事項を記載の上、木津川市へ提出してください。

【様式 1 の記載例】

N.O. 1

寄附金受領証明書

住 所 京都府木津川市木津南垣外 110-9

氏 名 木 津 太 郎 様

必ず寄附金を受
領した年月日を
記載してください

¥ 30,000

上記の金額を受領いたしました。

令和〇年〇月〇日

社会福祉法人  代表  印

上記の寄附金は、木津川市税条例第34条の7第1項に規定する寄附金に該当します。

(注1) 平成24年1月1日現在木津川市にお住いの場合、申告することにより、市・府民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署への申告が必要です。

(注2) 所得税および住民税の双方の寄附金控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

(注3) 所得税の確定申告書を提出しない方で、市・府民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、「市民税・府民税申告書」に必要事項を記載の上、木津川市へ提出してください。

【様式2：寄附者名簿】

年分 奨励金名簿

条例指定団体等の名称

木津川市分

年1月1日～ 年12月31日

氏名	住所	寄附金額	寄附金を受領した月日
	京都府木津川市		

(注) 市町村ごとに作成してください。

【様式2の記載例】

令和4年分 寄附者名簿

条例指定団体等の名称 社会福祉法人

木津川市分

令和4年1月1日～令和4年12月31日

氏名	住所	寄附金額	寄附金を受領した月日
木津 太郎	京都府木津川市 木津南垣外110-9	200,000円	1月20日
税務 一郎	京都府木津川市 木津南垣外110-9	30,000円	11月19日
	京都府木津川市		

(注) 市町村ごとに作成してください。